

静岡県教育委員会

議事録

平成 28 年度 第 5 回定例

6 月 8 日（水）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 28 年 6 月 8 日に教育委員会第 5 回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 28 年 6 月 8 日（水） 開会 13 時 30 分
閉会 14 時 40 分

2 会 場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 木 苗 直 秀
委 員 溝 口 紀 子
委 員 斉 藤 行 雄
委 員 興 直 孝
委 員 渡 邊 靖 乃

事務局（説明員） 水 元 敏 夫 教育監
北 川 清 美 理事兼教育総務課長
朝 倉 徹 健康体育課参事
花 崎 武 彦 教育政策課課長補佐
本 村 勉 情報化推進室長
遠 藤 宗 男 人権教育推進室長
長 澤 由 哉 財務課長
南 谷 高 久 福利課長
林 剛 史 義務教育課長
藤 本 眞 二 幼児教育推進室長
太 田 修 司 義務教育課人事監
渋 谷 浩 史 高校教育課長
神 田 不 二 彦 高校教育課指導監
山 崎 勝 之 特別支援教育課長
山 本 知 成 社会教育課長
赤 石 達 彦 文化財保護課長
奥 村 篤 篤 静岡教育事務所長
山 本 裕 祥 静岡西教育事務所長
河原崎 全 中央図書館長
吉 澤 勝 治 総合教育センター所長
織 田 敦 高校教育課参事

4 その他

- (1) 第 10 号議案は、原案のとおり可決された。
- (2) 報告事項 1～3 は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

4 月 20 日の議事録は、各委員が事前に確認の上、承認しているので朗読は省略する。

今回の議事録の署名は、私のほか、渡邊委員にお願いする。

【非公開の決議】

- 教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第 10 号議案、報告事項 3、及び配付報告 1 は 6 月県議会定例会に提出する議案であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。
- 全 委 員： 異議なし。
- 教 育 長： それでは、非公開案件から審議を始め、第 10 号議案、報告事項 3、及び配付報告 1 は非公開とする。

<非>第 10 号議案 平成 28 年 6 月県議会定例会に提出する議案

<非>報告事項 3 平成 28 年 6 月県議会定例会への報告事項

※ 非公表

(会議の公開)

- 教 育 長： ここで会議を公開とする。

報告事項 1 監査結果に関する報告

- 教 育 長： 報告事項 1 「監査結果に関する報告」について、長澤財務課長より説明願う。
- 財 務 課 長： <報告事項についての説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 溝 口 委 員： 公表方法であるが、生徒に関する万引き事案の学校名は非公表と記憶しているが、教職員の万引きや窃盗案件も非公表となるのか。
- 興 委 員： 2 段目の万引き案件であるが、教育委員会として、今までの措置はどうなっているのか。
- 教育総務課長： 懲戒免職処分である。
- 興 委 員： 学校名は公表しているのか。
- 教育総務課長： 非公表である。
- 興 委 員： 氏名も公表していないのか。
- 特別支援教育課長： 万引き被害を受けたコンビニエンスストアの店長から要望があり、営業に支障が出るので一切公表はしていない。
- 溝 口 委 員： 被害者からの要望がなかったら公表したということか。
- 特別支援教育課長： そうである。
- 財 務 課 長： 監査委員事務局から生徒への影響を考慮して非公表とするとの報告を受けている。
- 興 委 員： 監査委員事務局がそのように判断した理由について、教育委員会が機関名を非公表にしているのであえて踏襲したのか、その理由を確認してほしい。浜松北高校の交通加害事故と交通違反など、車の使用に関する問題が顕在化しているが、自家用車に生徒を同乗させてはならないと規則等で明確にしているのか。

教育総務課長： 明確している。ただし緊急時に限っては認めている。

興 委 員： 浜松北高校で平成 26 年度、通勤途上において交通加害事故が 2 件発生しており、1 月には著しい速度超過とある。どの程度超過したのか。

高校教育課参事： 時速 30 キロメートルを少し超えた程度である。

興 委 員： 刑事罰に該当するのか。

高校教育課参事： 免許停止となる。

興 委 員： 罰金刑か。

高校教育課参事： そうである。

興 委 員： 刑事罰に相当すると履歴に残る。教育公務員としての適切な是正措置を講じる必要があると思う。全職員に対し、校長訓示、面談による注意喚起を実施しているようだが、再発防止に向けて機会を捉えて注意喚起してほしい。2 ページにある土肥高校の教職員公舎での火災についての対応であるが、全職員に対し校長による注意喚起をし、入居者全員に対して、職員住宅の健全な使用の意識付けのため、日頃の取組状況を文書にて確認とあるが、なぜそこまでやるのか。何ら問題を起こしていない入居者に対してまで文書で求めるのか。

福 利 課 長： 学校の対応について、詳細を把握していないが、職員住宅の火災は他の居住者の生命を奪う危険性があり、今回のケースは寝タバコが原因で、教育公務員以前に社会人としてのモラルを問われる。他の居住者の意識を高揚させる意味においてとった対応ではないかと理解している。

興 委 員： 職員住宅使用規定のようなものはあるか。

福 利 課 長： ある。

興 委 員： 職員住宅使用規定に基づいて借用を認めているので、あえて文書で確認するまでもなく、貸与者から周知すればよいのではないか。

教 育 長： 校長の責任において対応をしているのでよいのではないか。

興 委 員： 職員住宅の管理者は校長なのか。

福 利 課 長： そうである。

興 委 員： 入居時に規則を明示して同意した上で入居を認めているので、文書による確認までする必要はあるのか。

福 利 課 長： 管理者である校長裁量の範囲内と捉えている。仮に事前に対応を分かっていたとしても福利課として止めるよう指示することはない。職員住宅や近隣の住宅へも被害が及ぶことが考えられることなので、管理者としての校長の対応は理解できる。

興 委 員： 職員だけでなく入居者全員に対して行うことに違和感がある。

斉 藤 委 員： 2 ページに交通加害事故ということで富士特別支援学校、静岡北特別支援学校、藤枝特別支援学校と 3 件発生している。小中学校や高等学校と比較して特別支援学校は少ない。偶然とは思いますが特別支援学校の方が小中学校や高等学校より多いという傾向はあったのか。

特別支援教育課長： そのような傾向はない。ただし昨年度はこのうち 2 校について、交通事故が多く発生している。

- 教 育 長： 考えられる特殊事情はあるか。
- 特別支援教育課長： 小中学校や高等学校に比べ、1校当たりの教職員数が200人程度と多いことが考えられる。
- 溝 口 委 員： 発生件数に対する職員数の割合はどうか。
- 特別支援教育課長： 特別支援学校の発生比率が低いということはない。
- 溝 口 委 員： 説明があったように2校に関しては多く発生しているのであれば、通勤経路に問題があるので誰でも起こりうることであり、回避できる。
- 特別支援教育課長： 13件発生しており内7件が追突事故である。また、発生場所は13件中9件が交差点である。時間帯では7割が退勤時に発生している。
- 斉 藤 委 員： 特に急いだとか、考え事をしていたのか。
- 特別支援教育課長： 特に子どものお迎えに行くような職員ばかりでもなく、年齢層も様々で男女比もほぼ半々である。
- 溝 口 委 員： 渋滞時等の時間帯の偏りはあるか。
- 特別支援教育課長： 夜8時台の発生があるなど時間帯にも偏りはない。ただし、学校によっては傾向がみられる場合もあるので、重点的に注意するよう促していく。
- 教 育 長： 傾向を解析して情報共有し、意識することが大事である。
- 特別支援教育課長： 曜日や時間帯、発生場所など、人事管理主事が分析し校長会で報告している。
- 福 利 課 長： 先ほどの質問であるが、入居者全員の概念に家族は含まれず、借用している教職員のことである。
- 教 育 監： 補足説明である。先日、土肥高校と松崎高校へ学校訪問を行った。本年度、校長が異動になったので、改めて職員住宅の入居状況確認や注意喚起をした。また、学校の特性として新規採用1校目の若い独身の教職員が多い。近隣にはアパートやマンションが少なく相当数が教職員住宅に入居する。校長も単身赴任であり職員住宅に入居している。そういった状況なので当時の校長がそのような対応をしたと認識している。
- 渡 邊 委 員： 浜松湖北高校における旅費の不正受給であるが、どの高校でも起こりうることであるので、全ての教職員にルールを分かりやすく周知してほしい。また、中学校の部活動においても同様の傾向はあると思うので、義務教育課からも各市町へ注意喚起をしてほしい。
- 興 委 員： 先程、違和感があると申し上げた件であるが、校長からの指示文書を確認したところ、入居者全員というのではなく、入居の教員だけであることが判明した。本日提出した資料の修正が必要である。
- 教 育 長： 他に意見は無いか。
- 全 委 員： (特になし)
- 教 育 長： 報告事項1を了承する。

報告事項2 第1回夢プロジェクト実行委員会報告

- 教 育 長： 報告事項2「第1回夢プロジェクト実行委員会報告」について、林義

務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： 大学においても会議の開始時間が 18 時など遅く始まることはよくあるので、勤務時間の「上限」設定はよい取組と思う。各学校においても子どものお迎えや、親の介護、自分の病院通いなど、今まで言えなかった事情を抱えている方がいると思う。資料には例として 19 時 30 分に一齐退勤を徹底とあるが、19 時 30 分ではまだ遅い。帰りたい職員が残業をやっている職員に負い目を感じて帰りにくいということも聞くので、「上限」設定はよいと思う。また、男女参画についても踏み込んだ議論をしてほしい。

教 育 長： 前職の大学では「会議は 2 時間以上やらない」「18 時には終了する」などのルールを決めた。会議もただ長くやればいいわけではない。検討事項が多ければ事前に資料配付して、論点を整理するなど工夫によって改善できる。

興 委 員： 全体的によい取組と思う。資料 5 ページに人的措置の活用状況の分析があるが、学校だけでなく地域と一体となった取組が必要だと思うので、委員構成として地域の方々の関わりがわかる枠組があったらよかったと思う。小室委員の作成した「民間企業の労働時間削減事例と提言」が資料として添付されているが、あくまで民間企業におけるワークライフバランスの取組なので、教育のコミュニティと違う。労働時間の削減だけでなく、成果を上げる上で労働時間の削減も含めて取組を出すことが時間的に可能であれば検討してほしい。(株)ワーク・ライフバランスとの連携が 3 ページにあり、モデル校へコンサルティングをしているようであるが、ここに経費は発生しているのか。

義務教育課長： (株)ワーク・ライフバランスは多くの民間企業のコンサルティングをしているが、学校現場にコンサルティング会社関わっている事例は無いと思う。(株)ワーク・ライフバランスにとっても自社の研究ということで交通費以外は無償となっている。民間企業が依頼すると数百万円単位のコンサル料となる。交通費は国の調査研究委託事業費から支弁している。

興 委 員： 対価は払っていないと思うが、無償で研究をすることによって、特別なメリットを付与する可能性があるので行政上は注意してほしい。

義務教育課長： ビジネスとして可能性が広がるのであれば、教育委員会としても双方にとって良い関係が築けると思う。仮に(株)ワーク・ライフバランス 1 社の利益につながることもあったとしても、社会全体として利益が享受されるのであれば望ましいことと思う。

静東教育事務所長： モデル校の選定にあたり、富士見台小学校はどのような研究となるのか分からないので受け入れることに抵抗があった。今まで自分たちで多忙化解消についてなんとかしようとしてきたが、外部の手が加わることによって現場の教員にも「これならできるかもしれない」という気持ち

が出てきてやる気になっている。昨日、実際に会議が行われたが、16時から16時30分の限られた時間でしか行っていない。教員ができる意識改革の一つとして、職員室の黒板に自分の退勤予定時刻を書くようにしている。周りの教員が「あの先生は何時に帰ってしまうので何時までに相談しよう」「あの先生が何時に帰るから私も何時に帰らなくては」という意識改革に取り組んでいる。その中で持ち帰り仕事が増えてしまったら意味が無いので、現在は持ち帰らないようにするための検討を行っており、非常に前向きにプロジェクトが進行している。

教 育 長： 今後、様々な事例を検討し成果を報告してほしい。

斉 藤 委 員： 只今報告のあった富士見台小学校の取組は具体的で良いと思う。「見える化」することにより他の教員が周りの状況を知ることは良い取り組みである。残業が常態化していくとそれが当たり前となって、意識改革から取組まないと改善しない。資料中にある「パーキンソンの法則」であるが、仕事を減らしても仕事を作ってしまうということで、役所仕事ではそれが特に顕著であり、民間企業よりも役所について言われている言葉ではないかと思う。仕事を減らすことについて、教育委員会事務局から各学校現場に調査資料の作成等を求めないことからアプローチすることも大事ではないか。事務的公務が減って、教材作りや生徒と向き合う時間が増えていけば良い。私の知り合いの息子が中学校教員をやっているが、5歳と2歳の子どもがいて帰宅するのが夜の9時10時という状況で、朝も早く出勤するため教員でありながらわが子に接する時間をとることができないと聞いている。調査等の作成も完璧を求めずある程度のレベルで了とするなど対応が教育委員会事務局にも求められるのではないか。

溝 口 委 員： 文科省が部活動について休養日を設けるよう学校に求める案をまとめたが、部活動は元来、自発的な活動である。部活動に関しては教員の裁量も大きいので、静岡独自のあり方も含めて検討してほしい。

教 育 長： 県がモデル事業として、磐田市に地域スポーツクラブの設置を委託しスタートした。事業を検証し、東部地域、中部地域にも展開することになれば、教員の負担軽減につながると思う。

渡 邊 委 員： 保護者の理解も必要ではないかと思う。最近聞いた話では、家庭訪問に仕事で帰宅した後の午後6時を希望するというケースを聞いており、全て保護者に合わせてしまうと先生も大変である。先生は365日休みなく業務をしているわけでないことを、保護者にも理解してもらえようPTAも巻き込んだ取組となると良い。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項2を了承する。

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。

これをもって、平成28年度第5回教育委員会定例会を閉会とする。